

みずほビジネスデビット会員規約

第 1 章 総則

第 1 条(会員企業および会員)

1. 株式会社みずほ銀行(以下「当行」といいます。)に普通預金口座(以下「預金口座」といいます。)を開設し、かつ本規約を承認の上、当行に対して、当行所定の入会申込書等により「みずほビジネスデビット」の利用を申込み、当行が承認した法人・個人事業主・任意団体を会員企業といいます。
2. 会員企業が、当行所定の入会申込書等により、「みずほ VISA ビジネスデビットカード」を利用する者として届け出た役職員等を会員といいます。会員の数は、会員企業ごとに当行が定めた上限を上回らないものとします。
3. 会員企業は、会員が「みずほ VISA ビジネスデビットカード」を利用することに伴い当行に対して発生する債務その他の「みずほビジネスデビット」に関するすべての義務に関して責任を負います。
4. 会員企業と当行との契約は、当行が入会を承認したときに成立します。

第 2 条(みずほビジネスデビット等)

1. 本規約において「みずほビジネスデビット」とは、会員企業が入会申込書等において決済口座として指定した会員企業名義の預金口座(以下「決済口座」といいます。)を設定することで、第 2 章の定めに従い、会員が加盟店(第 13 条第 1 項の加盟店をいい、J-Debit の加盟店ではありません。)において商品・権利を購入すること、または役務の提供を受けること(以下「売買取引等」といいます。)に起因して会員企業に発生する債務(以下「売買取引等代金」といいます。)の額を、当行が決済口座から引き落とし、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「Visa Worldwide」といいます。)を通して弁済する取引(以下「デビット取引」といいます。)を行うこと、および第 5 条に定める付帯サービス等を利用すること(以下総称して「デビットカード利用」といいます。)ができるサービスをいいます。
2. 本規約において「みずほ VISA ビジネスデビットカード」(以下「カード」といいます。)とは、デビットカード利用ができる機能を有する媒体をいいます。カードには、IC チップが組み込まれた IC カードを含みます。
3. 当行は、会員企業に対し当行が発行するカードを貸与し、会員企業は、会員に対し当該カードを貸与します。

4. 会員企業は、カードを貸与されたときに直ちに会員をして当該カードの所定欄に自己の署名を行わせなければなりません。会員企業は、署名のないカードは有効なものとして扱われない場合があることをあらかじめ承諾します。
5. カードの裏面に会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「会員番号等」といいます。)と、セキュリティコード(サインパネルに印字される3桁の数値をいいます。以下同じ。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報(会員番号等とセキュリティコードをいいます。以下同じ。)により売買取引等ができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員企業は、会員をして、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理させるものとします。
6. カードの所有権は当行にあります。会員企業は、自ら善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を管理するほか、会員をして、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報の使用および管理をさせなければなりません。また、カードは、当該カードの名義人となっている会員本人以外は使用できないものです。会員企業は、会員以外の者に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させること(以下「貸与等」といいます。)を一切してはならず、会員による当該会員以外の者へのカードの貸与等は一切させてはなりません。

第3条(カードの再発行)

1. 当行は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員企業が希望し、かつ当行が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。なお、当行は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 当行は、当行におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員企業にカードを再発行するにあたって会員番号の変更ができるものとします。
3. 会員企業がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当行の指示に従って直ちに返還するか、自らまたは会員をして、責任をもって切り込みを入れて破棄または破棄させるものとし、これを怠ったことにより会員企業に損害等が生じたとしても、これについて、当行は何らの責任も負わないものとします。

第4条(カード機能)

会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって、売買取引等ができます。会員企業は、会員がカードを使用するときは、本規約に定める方法、条件に従わせるものとし、会員が不法な目的(適用のある法令諸規則によって禁止されている物の購入やサービスの利用を含みます。)でカードを使用することがないようにします。

第 5 条(付帯サービス等)

1. 会員企業および会員は、第 2 章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」といいます。)を当行またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員企業および会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により会員企業に通知または公表します。
2. 会員企業は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合は自らそれに従うほか会員にもそれを遵守させるものとします。会員企業または会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または当行が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、会員企業および会員は付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第 6 条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当行は、カードの有効期限までに会員企業から退会の申し出のない会員で、当行が引き続き会員と認める者に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。
3. カードの有効期限内に行われた売買取引等に係る売買取引等代金の決済については、有効期限経過後においても本規約を適用するものとします。

第 7 条(暗証番号)

1. 会員企業は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当行に登録するものとします。会員企業からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行はカード発行を留保する場合があります。

2. 会員企業は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避け、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、会員をして他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理させるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、当行は一切の責任を負わないものとします。デビットカード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものとし、当行に責がある場合を除き、その利用代金はすべて会員企業の負担とします。
3. 会員企業は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。ただし、当行が特に認めた場合はこの限りではありません。

第8条(発行手数料等)

1. 会員企業は、当行がカード発行の申込みを承認する都度、当行に対し、別途定めるカードの発行手数料を支払うものとします。
2. 当行は、決済口座から発行手数料相当額を引き落とす方法により、会員企業から発行手数料の支払いを受けます。ただし、決済口座の残高が不足する場合、会員企業は、当行所定の方法により発行手数料を支払うものとします。
3. 会員企業は、会員がデビットカード利用をする場合、またはデビット取引に付随して当行が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行が会員企業に通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については前項が準用されます。

第9条(届出事項の変更)

1. 会員企業は、当行に届け出た、会員企業の名称、住所、電話番号その他の事項および会員の氏名、電話番号その他の事項(以下「届出事項」といいます。))について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届け出なければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、当行は、適法かつ適正な方法により取得した会員企業および会員の情報(以下「会員情報」といいます。))により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員企業は、当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとし、会員が異議を述べたときは会員企業自らがこれを解決するものとします。また、会員企業

は、当行が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとし、会員に対しても、これに従わせるものとします。

3. 第1項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員企業にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 会員企業は、自らおよび会員が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。)(のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下総称して「不当な要求行為等」といいます。))を行わないことを確約するものとします。
2. 当行は、会員企業が前項の確約に違反している疑いがあると認めた場合には、会員企業による「みずほビジネスデビット」の入会申込みを謝絶し、会員による本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。当行がカードの利用を一時停止した場合、当行が利用再開を認めるまでの間デビットカード利用ができないことにつき、会員企業はあらかじめ会員の承諾を得るものとします。また、当行は、会員企業が前項の確約に違反していると認めた場合には、第21条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格(本規約を内容とする契約に関する会員企業の契約上の地位をいう。以下同じ。)を喪失させます。
3. 前項の適用により、会員企業または会員に損害等が生じた場合でも、会員企業は、当該損害等について当行に請求をしないものとし、会員に対しても当行に請求をさせないものとします。
4. 第1項の「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者

- (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第 11 条(業務委託)

会員企業は、当行が会員の売買取引等代金の決済事務その他の事務等をユーシーカード株式会社、その他当行が必要と認める第三者に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

第 2 章 売買取引等、お支払い方法その他

第 12 条(売買取引等におけるカードの利用限度額)

1. 会員は、個々の売買取引等にあたっての暫定引落額(第 14 条第 2 項の暫定引落額をいいます。以下本条において同じ。)が(1)と(2)のいずれも超えない限度において、かつ一定期間の暫定引落額の合計金額が(3)と(4)のいずれも超えない限度において売買取引等を行うことができます。なお、会員が行った売買取引等の中に第 14 条第 4 項もしくは第 16 条第 1 項に該当する取引があった場合、または第 14 条第 3 項に定める売上確定情報に記載された売買取引等代金の額が暫定引落額を上回る場合等は、以下の各号の限度を超えて、売買取引等が成立する場合があることを、会員企業は了承するものとします。
 - (1) 決済口座の預金残高
 - (2) 1 回当たりの利用限度額(当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において会員企業が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限ります。)
 - (3) 1 日当たりの利用限度額(当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において会員企業が指定し、当行が承認した金額をいいます。)

- (4) 1 ヶ月当たりの利用限度額(当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において会員企業が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限ります。)
2. 前項(3)に定める「1 日」とは午前 0 時から起算した 24 時間をいい、前項(4)に定める「1 ヶ月」とは、毎月月初から月末までの 1 ヶ月間をいいます。いずれも日本時間によります。
 3. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域において、カードの利用を制限することができるものとします。

第 13 条(売買取引等におけるカードの利用方法等)

1. 会員は、当行が適当と認めた Visa Worldwide と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店(以下「加盟店」といいます。)において次項から第 4 項までに定める方法または当行が特に認める方法により、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを会員企業が当行に対して委託することにより、売買取引等ができます。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、次条第 1 項に基づき、会員企業が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、決済口座から引落しを行ったうえで、次条第 3 項に定める方法を用いて、加盟店に対して、会員企業および会員に代わって弁済します。
2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含みます。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより売買取引等ができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、カードの非接触決済機能を用いて端末機にカード情報を読み取らせることその他の所定の手続きを行うことにより売買取引等ができることがあります。ただし、当行が定める一部の加盟店では、売買取引等ができません。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他当行が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、当該加盟店所定の方法で、カード情報等を送信または通知する等により、売買取引等を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名等を省略することができます。
4. 通信料金等所定の継続的役務については、会員企業または会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員企業は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった

場合または退会もしくは会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとし、または会員に申し出を行わせるものとし、また、上記の事由が生じた場合には、当行が会員企業および会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることについて、会員企業はあらかじめ承諾するとともに会員の承諾を得るものとし、また、会員企業は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第 21 条第 1 項なお書きおよび第 21 条第 3 項なお書きに従い、支払義務を負うものとし、また、

5. 第 2 項から前項までに規定のある加盟店においても、当行の判断によりカード利用を認めない場合があることについて、会員企業はあらかじめ承諾するとともに会員の承諾を得るものとし、また、本項の内容については、原則ウェブサイト掲載その他の方法により、会員企業および会員に対して告知を行うものとし、また、
6. 会員の売買取引等に際しては、加盟店が当該利用につき当行に対してお問い合わせを行うことにより当行の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. 売買取引等のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。（1）当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを会員企業または会員に確認する場合があります。（2）当行が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行において会員企業および会員の当行に対して届け出ている内容と、売買取引等に関し会員企業または会員が加盟店に届け出た情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。（3）カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員企業および会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。（4）カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、カードを無効としたうえで会員企業に通知し、会員企業および会員の当該不正利用への関与が認められない場合に、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず新たにカードを発行することがあります。（5）売買取引等の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。

8. 当行は、第 16 条に定める会員企業の当行に対する債務が当行の指定する日に支払われなかった場合、その他会員企業の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、会員企業の信用状況等により会員の売買取引等が適当でないと判断した場合には、売買取引等を断ることがあります。
9. 会員企業は、当行が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピング利用ができないことにつき、あらかじめ会員の承諾を得るものとします。なお、当行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

第 14 条(弁済の委託・決済方法)

1. 会員企業は、会員が加盟店において売買取引等を行う場合に、加盟店が会員のカード情報を当行にオンラインまたは所定の方法を通じて送付した結果、加盟店に設置されている端末機またはコンピューターに取引承認を表す電文が表示されたり、その他所定の方法で取引承認の通知がなされた時点をもって、会員企業から当行に対して売買取引等代金相当額の決済口座からの引落しの指示および当該引落としにかかる金額による売買取引等代金の弁済委託がなされたものとみなします。
2. 当行は、前項に定める売買取引等の承認の表示または通知がなされた時点の後、加盟店から当行に送信される、売買取引等の情報(以下「利用情報」といいます。)に基づき、即時に売買取引等代金相当額を決済口座から引き落とします(以下この手続きを「暫定支払手続き」といい、暫定支払手続きにより引き落とされた金額を「暫定引落額」といいます。)。なお、加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当行は、当該利用情報が当行に到達した後に暫定支払手続きを行うものとします。
3. 当行は、前項に定める暫定支払手続きがなされた後、加盟店から売買取引等の売上確定情報(以下「売上確定情報」といいます。)が当行に到達したときは、当該売上確定情報に記載された売買取引等代金相当額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。なお、到達した売上確定情報に記載された売買取引等代金の額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額を下回っていた場合、その差額相当額は決済口座に返金するものとします。一方、到達した売上確定情報に記載された売買取引等代金の額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額を上回っていた場合の処理は、第 16 条第 2 項によるものとします。
4. 当行は、加盟店との通信事情等その他の事由により、利用情報が到達せず、第 2 項に定める暫定支払手続きがなされないまま、売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に記載された売買取引等代金相当額を決済口座

から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等代金の額を下回っていた場合の処理は、第 16 条第 3 項によるものとします。

5. 暫定支払手続き完了後、会員が返品・解約等により売買取引等をキャンセルした場合、当行は後日、所定の手続きにより暫定引落額を決済口座に返金します。
6. 暫定支払手続き完了後、加盟店から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、暫定引落額を決済口座に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達した場合は、改めて売買取引等代金相当額を決済口座から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払いますが、その方法は第 4 項に準じて行うものとします。

第 15 条(海外利用代金の決済レート等)

1. 当行は、日本国外における売買取引等について、利用情報が Visa Worldwide に到達した時点における Visa Worldwide が指定するレートに当行が海外事務手数料を加えた当行所定のレート(以下「換算レート」といいます。)で日本円に換算された売買取引等代金相当額により、前条第 2 項に定める暫定支払手続きを行います。
2. 当行は、売上確定情報が Visa Worldwide に到達した時点における換算レートにより日本円に換算された売買取引等代金相当額(以下「最終換算金額」といいます。)を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。この場合、当行は、最終換算金額が暫定引落額を下回っていた場合はその差額相当額は決済口座に返金し、最終換算金額が暫定引落額を上回っていた場合の処理は次条第 2 項によるものとします。
3. 当行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、第 1 項に定める暫定支払手続きがなされないまま売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に基づき、最終換算金額を決済口座から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が最終換算金額を下回っていた場合の処理は、次条第 3 項によるものとします。

第 16 条(預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等)

1. デビットカード取引システムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報に基づく売買取引等代金の額が、システム稼働後に暫定支払手続きを行う際の決済口座の残高を上回っていた場合、当行は、当該利用情報に基づく暫定支払手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買

取引等代金相当額を決済口座から引き落とし、その後に Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等代金の額を下回っていた場合の処理は、第 3 項によるものとします。

2. 加盟店の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に記載された売買取引等代金の額が利用情報に基づく暫定引落額を上回っていた場合、当行は、すでに決済口座から引落とし済みの暫定引落額とは別に、当該売買取引等代金の額と当該暫定引落額との差額を決済口座から引き落とします。この際に、決済口座の残高が、当該差額を下回っていた場合、当行は、売上確定情報に記載された売買取引等代金の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払うとともに（暫定引落額はその支払の一部に充てるものとします。）、会員企業に対し当該差額の全額の弁済を請求するものとし、会員企業は当該差額の全額をただちに弁済しなければならないものとします。
3. 第 14 条第 4 項、同条第 6 項、前条第 3 項および本条第 1 項に定める場合において、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等代金の額を下回っていた場合、当行は、売上確定情報に記載された売買取引等代金の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払うとともに、会員企業に対し、当該売買取引等代金の全額の弁済を請求するものとし、会員企業は当該売買取引等代金の全額をただちに弁済しなければならないものとします。
4. 前各項に定めるところにより会員企業の当行に対する債務が発生した場合、その他デビット取引およびこれに付随する取引等により会員企業の当行に対する債務が発生した場合、会員企業からの弁済金の充当方法は、当行が任意に決定することができるものとします。当行による相殺の場合もこれと同様とします。

第 17 条（会員と加盟店との間の紛議等）

1. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに売買取引等を行うことができる加盟店網を会員企業および会員に対して提供します。会員企業は、会員が加盟店において売買取引等をするにあたっては、自らおよび会員の判断と責任において、加盟店との契約を締結させるものとします。
2. 会員企業は、会員が加盟店で行った売買取引等に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら直接解決するものとします。
3. 当行が会員企業または会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合で、会員企業および会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その

他の協力を求めた場合、会員企業は、これに協力するとともに会員に協力させるものとします。

第 18 条(明細)

会員企業および会員は、別途、当行の定める「みずほビジネスデビット会員専用 WEB 利用者規約」を承認することにより、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴の閲覧をすることができます。会員企業は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、当行がデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

第 19 条(口座引落し)

1. 売買取引等代金相当額その他のデビット取引に伴う弁済額の引落としおよび発行手数料その他のデビットカード利用に関する手数料の引落としを行う預金口座は、決済口座とし、会員企業は、デビットカード利用によって当行に対して生じるその他一切の債務も含め、「みずほ普通預金規定」等の規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書なしで、当行所定の時期および方法により当該預金口座から支払うことに同意します。
2. 万一、支払日に決済口座の残高が不足し、前項に規定する口座引落としができなかった場合は、当行が会員企業に通知することなく当行所定の日に引落としを行ったとしても、会員企業は異議を述べないものとします。

第 20 条(債権譲渡)

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が会員企業に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡し、または担保に入れることがあります。会員企業は、その際に当行が会員情報を当該債権の譲受人等である第三者に提供することについて、あらかじめ、異議なく承諾するとともに会員の承諾も得るものとします。

第 21 条(退会および会員資格の喪失等)

1. 会員企業は、当行所定の方法により会員個別のカード解約または会員企業としての退会を申し出ることができます。この場合、会員企業は当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、自らまたは会員をして、カードに切り込みを入れて破棄しまたは破棄させなければならないものとします。会員企業としての退会を申し出る際は、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、会員企業は、本規約に基づき当行に対して負担する債務につ

いては、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし
ます。

2. 当行が第2条、第3条、第6条または第13条第7項第4号に基づくカード発行時送付したカードについて、会員企業が相当期間内に受領しない場合には、当行は会員企業が会員個別のカード申込みの取消もしくはカード解約の申し出または会員企業としての退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとし
ます。
3. 会員企業および会員は、次のいずれかに該当する場合、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員企業は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし
ます。また、会員企業は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合、および会員企業または会員が会員資格喪失後にデビット取引に付随したサービスを利用し手数料債務を負った場合にも支払義務を負うものとし
ます。
 - (1) 会員企業が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 会員企業が当行に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員企業または会員が本規約に違反したとき。
 - (3) 会員企業または会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる
とき。
 - (4) 会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。
 - (5) 当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
 - (6) 会員企業または会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - (7) 会員企業または会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行
ったとき。
 - (8) 会員企業が倒産したことを当行が知ったとき。
 - (9) 当行が会員企業の信用状態に重大な変化が生じたものと合理的に判断した
場合
4. 会員企業が前項(2)に該当する場合において、当該会員企業が当行に対して普通預金債権、定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、当行は、これらの預金等を解約することができるものとし、当行は、当該預金等の返還債務と、デビットカード利用にかかる会員企業の当行に対する未払債務とを相殺することができるものとし
ます。
5. 第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとし
ます。

6. 第3項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員企業は直ちにカードを返還するものとします。
7. 当行は、第3項に該当しない場合でも、会員企業または会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたはカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めたときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第22条(カードの紛失、盗難による責任の区分)

カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は会員企業の負担とします。ただし、当行は当該負担の全部または一部を免除することがあり、また、会員企業は、第5条に定める付帯サービスにより、補償を受けられる場合があります。

第23条(免責)

1. 当行の責めに帰すべき事由により、決済口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、当行は、誤って引き落とした金額相当額を決済口座に返金すれば足りるものとし、当行は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。
2. 前項のほか、当行が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員企業または会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。
3. 前二項の規定は、当行が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

第24条(費用の負担)

会員企業は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第 25 条(合意管轄裁判所)

会員企業は、会員企業と当行との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 26 条(準拠法)

会員企業と当行との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第 27 条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員企業は、会員が国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあることを承諾します。

第 28 条(会員規約およびその改定)

本規約は、会員企業と当行との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、当行がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、会員企業が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

部署名義等カード取扱いに関する特約

＜本同意条項は、みずほビジネスデビット会員規約の一部を構成します。＞

「みずほビジネスデビット会員規約」(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ、株式会社みずほ銀行(以下「当行」といいます。)に入会を申し込み、当行が入会を認めた法人、任意団体(以下「会員企業」といいます。)に対し、当行が認めた部署名義等(部署名等自然人以外の名称)のデビットカード(以下「組織名義等カード」といいます。)を発行する場合には、会員規約の定めにかかわらず、以下の通りとします。なお、本特約は会員規約と一体をなすものとし、本特約と会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。

第1条(組織名義等カードの特則)

1. 会員企業が組織名義等カードの利用を申し込み、当行が適当と認めた場合、会員規約第2条第5項の定めにかかわらず、当行は会員企業が届け出た組織名称を裏面に印字したカードを会員企業に貸与します。
2. 会員規約第2条第6項の定めにかかわらず、会員企業は、組織名義等カードを自ら利用し、または本特約に基づき届け出た組織名称に所属する役員・職員等(以下「所属役職員等」といいます。)に組織名義等カードを利用させることができるものとします。この場合、会員規約上「会員」とあるのは、会員規約第1条第2項、第2条第4項、第6項のうち第2文目、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第18条および第20条を除き、本特約に矛盾・抵触しない範囲で組織名義等カード使用者たる所属役職員等と読み替えるものとします。読み替えをしない規定において「会員」の表記がある場合には、会員が存在しないことを前提として解釈するものとし、その他の内容は有効に合意内容となるものとします。但し、会員規約第6条第2項は「当行は、組織名義等カードの有効期限までに会員企業から退会の申し出がなく、かつ当行が引き続き組織名義等カードの利用を認める場合には、有効期限を更新した新たな組織名義等カード(以下「更新カード」といいます。)を発行します」との記載に置き換えるものとします。また、会員規約第21条において「会員個別のカード」とあるのは「組織名義等カード」に読み替えるものとし、同条第3項(柱書部分)は「会員企業は、次のいずれかに該当する場合、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員企業は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員企業は、所属役職員等が会員資格喪失後にカードを利用した場合、および会員企業または所属役職員等が会員資格喪失後にデビット取引に付随したサービスを利用し手数料債務を負った場合にも支払義務を負うものとします」に置き換えるものとします。

第2条(管理担当者にかかる特則)

1. 会員企業は、最低1名以上の組織名義等カードの管理を担う者(以下「管理担当者」といいます。)を任命し、その者の氏名・部署名・電話番号等の情報を当行からの依頼に基づき届け出ることとし、当行からの連絡や依頼事項については、管理担当者が会員企業の代理人として責任を持って応じることに同意するものとします。また、管理担当者の連絡先等が変更された場合

は、速やかに新たな連絡先を届け出るものとし、また、管理担当者が異動・退職等の事由で変更になった場合は、速やかに当行に新たな管理担当者を届け出るものとします。

2. 会員規約第 2 条第 4 項の定めにかかわらず、会員企業は、組織名義等カードを貸与されたときに直ちに管理担当者をして当該カードの所定欄に会員企業が届け出た組織名称の記載を行わせなければなりません。
3. 会員企業は、会員規約第 9 条第 1 項に定める場合のほか、カード名義たる組織名称について変更があった場合には、管理担当者をして当行所定の方法により遅滞なく当行に届け出なければなりません。
4. 会員規約第 18 条の定めにかかわらず、管理担当者は、別途、当行の定める「みずほビジネスデビット会員専用 WEB 利用者規約」を承認することにより、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴の閲覧をすることができます。会員企業は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、当行がデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

第 3 条(承諾事項)

1. 会員企業は、組織名義等カードには、通常のカードと比べて以下(1)(2)の観点における差異があることを認識し、以下(3)(4)について承諾するものとします。
 - (1) 所属役職員等の全員が組織名義等カード使用者としての資格を有するため、カード情報および暗証番号を把握し使用する者が不特定でありかつ多数になる可能性があること。
 - (2) 当行および加盟店に対して所属役職員等にかかる情報が通知されないため、当行および加盟店は部署名義等カードを使用する者が、会員企業が使用を許諾した所属役職員等に該当するのか判別することができないことから、その確認を行う義務を負わないこと。
 - (3) 会員企業になろうとする法人・個人事業主・任意団体は、第三者による不正利用や所属役職員等による権限外利用の危険性が高まることを認識し、組織名義等カードを申し込むこと。
 - (4) 会員企業は、自らの責任をもって所属役職員等にカード情報および暗証番号を通知する必要がある、その通知や管理方法について当行は一切の責任を負わないこと。

2. 会員企業は、管理担当者や所属役職員等に対して、所属役職員等が組織名義等カード利用を開始するにあたり、本特約および会員規約の内容を説明し、その同意を得るものとします。また、所属役職員等に、本特約および会員規約に定める義務を遵守させることとします。

第4条(カード等の管理)

1. 会員企業は、所属役職員等をして組織名義等カードを利用させる場合、会員規約第4条に定める範囲かつ会員企業の事業目的内の利用を徹底させるものとします。また、会員企業は自らまたは所属役職員等をして組織名義等カードを違法な取引に利用しあるいはさせてはならず、善良なる管理者の注意をもって自ら利用または所属役職員等に組織名義等カードを利用させ、これを管理するものとします。
2. 会員企業は、自らまたは所属役職員等をしてカード情報および暗証番号を善良なる管理者の注意をもって厳密に管理し、またはさせるものとします。本特約第5条の定めに従いカード情報および暗証番号を加盟店に通知等する場合を除き、自らまたは所属役職員等をして他人にカード情報および暗証番号を通知・漏洩等をし、あるいはさせてはならないものとします。
3. 組織名義等カードの利用、管理に際して、会員企業もしくは所属役職員等が会員規約に違反し、その違反に起因して組織名義等カードあるいはカード情報および暗証番号が不正に利用された場合、または会員企業もしくは所属役職員等による組織名義等カードの利用、カード情報および暗証番号の通知・漏洩等に起因して組織名義等カードが不正に利用された場合、会員企業は、会員規約第7条第2項、第22条に定めるとおり、当該カードによる利用代金についてすべて支払義務を負うものとします。
4. 会員企業は、当行が組織名義等カード、カード情報、暗証番号等の管理状況等の報告を求めた場合にはこれに従うものとします。

第5条（カード等の利用）

1. 組織名義等カードの利用は、会員企業の管理の下で利用するものとします。
2. 貸与された組織名義等カードを加盟店の店頭で利用する場合には、原則、暗証番号を端末機に入力、もしくは非接触機能によるカード情報の読み取りにて、そのカード利用を行うものとし、暗証番号の入力や非接触機能が利用できない場合のみ売上票等への署名を行うものとします。なお、カード署名欄が個人名でないこと等により加盟店にカード利用を拒否される場合があることにつ

いて会員企業はあらかじめ同意するものとし、当行に対して何ら異議を申し立てないものとします。

3. 前項に定める売上票等への署名の方法により組織名義等カードが利用された場合でも、会員企業は、会員企業に貸与された組織名義等カードが利用されたことにより発生する利用代金についてすべて支払い義務を負うものとし、その利用を否認することはできないものとします

第6条(有効期間)

本特約の有効期限は、会員規約と同一とします。

第7条(本特約の改定)

本特約の改定は、会員規約第 28 条が準用されるものとし、当行がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、会員企業が当該改定内容を承認したものとみなします。

会員情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項は、みずほビジネスデビット会員規約および部署名義等カード取扱いに関する特約の一部を構成します。＞

第 1 条(会員企業および会員)

1. 本同意条項においては、株式会社みずほ銀行(以下「当行」といいます。)に普通預金口座を開設し、かつ会員規約を承認の上、当行に対して、当行所定の入会申込書等により「みずほビジネスデビット」の利用を申し込んだ法人・個人事業主・任意団体を会員企業といいます。
2. 本同意条項においては、会員企業が、当行所定の入会申込書等により、「みずほ VISA ビジネスデビットカード」を利用する者として届け出た役職員等およびを会員といいます。なお、部署名義等カード取扱いに関する特約における管理担当者も本同意条項においては、会員に含めるものとします。

第 2 条(会員情報の収集・保有・利用)

会員企業は、「みずほビジネスデビット」の利用の申込みにあたり、本申込みおよび入会後の会員企業と当行との契約(以下「本契約」といいます。)にかかる会員企業および会員の情報(以下「会員情報」といいます。)を、当行、当行の関連会社、当行の提

携会社(以下「当行等」といいます。)が、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、または個人情報以外に関して必要な保護措置を行ったうえで、下記業務および利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意するとともに、当該内容について会員の同意を取得します。

(「みずほビジネスデビット」の業務における利用目的)

- ① 入会の承認の判断
- ② みずほビジネスデビット会員規約に基づくサービスの提供
- ③ 入会後の管理
- ④ 付帯サービスの提供

(当行等の業務全般における利用目的)

<業務内容>

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により当行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他当行等が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。)

<利用目的>

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や金融商品サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して会員情報を適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から会員情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ 会員企業との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

- ⑨ 市場調査やデータ分析等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ 会員企業・会員に対するダイレクトメールの発送・電子メールの送信・電話による連絡等により、金融商品やサービスに関する各種ご提案実施やお客さまニーズの調査実施等を行うため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ 本契約にかかる保険事故に際して、保険適用の事務に必要な範囲で保険会社に提供するため
- ⑭ 本契約にかかる売買取引等に対する会員企業または会員からの異議申し立てに際して、代金請求の差し戻し等に必要な範囲で加盟店の管理会社に提供するため
- ⑮ 本契約に関し当行が会員企業に有する債権の譲渡に際して、必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑯ 各種リスクの把握および管理のため、その他会員企業との取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑰ その他、会員企業との取引を適切かつ円滑に遂行するため

なお、会員企業は、退会等により会員資格を喪失した場合においても、当行が適当と認める期間中は、本同意条項が適用されることに同意するとともに、当該内容について会員の同意を取得します。

第 3 条(業務委託に伴う会員情報の預託)

当行は、前条の利用目的遂行のために必要な業務の一部、または全部を業務委託先に委託する場合、保護措置を講じたうえで、会員情報を当該委託先に預託します。当該委託先は、委託を受けた業務遂行に必要な範囲で会員情報を利用します。

第 4 条(会員情報の利用の停止)

当行等は、第 2 条の利用目的⑩または⑪に基づくダイレクトメールの発送、電子メールの送信および電話による連絡等による各種ご提案等については、会員企業または会員から会員情報の利用停止の申出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止する措置を取ります。

第 5 条(本同意条項に不同意の場合)

当行は、会員企業または会員が、本申込みおよび本契約に必要な届出事項の届出を希望しない場合または本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、

本申込みおよび本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条の利用目的⑩・⑪に同意しない場合でも、これを理由に当行が本申込みおよび本契約をお断りすることはありません。

第6条(契約不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても、第4条に規定される場合を除き、本同意条項において同意いただいた会員情報の利用・提供を停止することはできません。

第7条(会員情報の開示・訂正等)

会員企業および会員は、本契約に関する会員情報の開示を請求することができ、開示請求により登録内容が不正確である場合等には訂正等を請求することができます。具体的な手続については、カード裏面に記載されている「みずほビジネスデビットデスク」にご連絡ください。

以 上